

議案第 19 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 北国分駐輪場の項の次に次のように加える。

菅野第 1 駐輪場	市川市菅野 2 丁目 1 7 0 番 2 7
菅野第 2 駐輪場	市川市平田 2 丁目 2 7 1 番 1 2

別表第 2 の 1 の表北国分駐輪場の項の次に次のように加える。

菅野第 1 駐輪場	1,600 円	800 円
菅野第 2 駐輪場	1,600 円	800 円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 令和5年4月1日以後に改正後の第4条第1号に規定する定期使用の方法により改正後の別表第1に規定する菅野第1駐輪場又は菅野第2駐輪場を使用しようとする者に係る使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、改正後の第5条、第6条第1項、第9条、第10条、第12条第1項及び別表第2の規定の例により行うことができる。

## 理 由

菅野駅周辺の良い環境を確保するとともに、自転車等の利用者の利便を図るため、菅野第1駐輪場及び菅野第2駐輪場を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。